

事 務 連 絡
令和元年 5 月 1 5 日

別記団体 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に係る周知用リーフレットの送付について

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等については、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の施行について（協力依頼）」（平成 31 年 4 月 24 日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）により、制度の周知を依頼しているところです。

今般、周知用のリーフレットを修正致しましたので、今後は別添を御活用いただきますようお願いいたします。なお、本リーフレットはホームページにも掲載しております。

（主な修正点）

- 請求に当たって添付書類としている医師の診断書について、提出の趣旨や省略可能な場合等を明記。
- リーフレット裏面の窓口一覧について、当初電話番号のみ記載していたものに、FAX 番号・メールアドレスを明記。

別添：旧優生保護法一時金支給法に関するリーフレット（修正版）

参考：旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyuuseiichi_jikin_04351.html

（照会先）

厚生労働省子ども家庭局母子保健課
工藤、池田、釦持

電話：03-5253-1111（内線 4974、4979）

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

- 平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。
- 法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

1. 一時金の対象となる方について

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

2. 一時金の請求手続きについて

- ・お住まいの都道府県の窓口へ請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
- ・請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。
- ・請求期限は、平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内です。

請求書の記載事項や添付書類について

- 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載してください。
- 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
 - ・住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
 - ・現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての医師の診断書（特に優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定にあたっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書とあわせて提出してください。）
※心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能となりますので、都道府県の窓口にご相談ください。
 - ・上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
 - ・一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）
 - ・その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など）

3. 一時金の金額

- ・一時金の額は、320万円（一律）です。
- ・支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

4. お問い合わせ先

- ・具体的な一時金の請求や相談に関することは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。各都道府県の窓口については、裏面をご覧ください。
- ・また、厚生労働省にも一時金の制度全般に関する相談窓口を設置しています。裏面をご参照ください。

都道府県 受付・相談窓口一覧

令和元年5月10日現在

| No. | 都道府県 | 窓口 | 電話・FAX・メールアドレス等 |
|-----|------|------------------------|---|
| 1 | 北海道 | 旧優生保護法に関する相談支援センター | 電話 0120-031-711(専用) FAX 011-232-4240 hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp |
| 2 | 青森県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 017-734-9303 FAX 017-734-8091 kyuuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp |
| 3 | 岩手県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口、県保健所 | 電話 019-629-5456(子ども子育て支援課) FAX 019-629-5464 AD0007@pref.iwate.jp |
| 4 | 宮城県 | 宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口 | 電話 022-211-2322(専用) FAX 022-211-2591 kodomoj@pref.miyagi.lg.jp |
| 5 | 秋田県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 018-860-1431(専用) FAX 018-860-3821 hoken@pref.akita.lg.jp |
| 6 | 山形県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 023-630-2459(専用) FAX 023-625-4294 ykenfuku@pref.yamagata.jp |
| 7 | 福島県 | 旧優生保護法に関する相談窓口 | 電話 024-521-8205 FAX 024-521-7747 kosodate@pref.fukushima.lg.jp |
| 8 | 茨城県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 029-301-3270(専用) FAX 029-301-3264 shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp |
| 9 | 栃木県 | 旧優生保護法関係相談窓口 | 電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 kodomo@pref.tochigi.lg.jp |
| 10 | 群馬県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 027-226-2606 FAX 027-223-6526 jidouka@pref.gunma.lg.jp |
| 11 | 埼玉県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 048-831-2777(専用) FAX 048-830-4804 a3570-12@pref.saitama.lg.jp |
| 12 | 千葉県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口(児童家庭課) | 電話 043-223-2332(児童家庭課) FAX 043-224-4085 https://www.pref.chiba.lg.jp/jka/boshi/yuseihogo/toiwase.html |
| 13 | 東京都 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 03-5320-4206(専用) FAX 03-5388-1401 S0410109@section.metro.tokyo.jp |
| 14 | 神奈川県 | 旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口 | 電話 045-210-4727 FAX 045-210-8860 https://shinseie-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=SF1383 |
| 15 | 新潟県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 025-280-5197 FAX 025-285-8757 ngt040240@pref.niigata.lg.jp |
| 16 | 富山県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 076-444-3226(健康課)、076-444-3525(専用5月20日から運用開始予定) FAX 076-444-3496 akenko@pref.toyama.lg.jp |
| 17 | 石川県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 076-225-1495(専用)のほか県内各保健福祉センター FAX 076-225-1423 yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp |
| 18 | 福井県 | 健康福祉部子ども家庭課県内各健康福祉センター | 電話 0776-20-0341(子ども家庭課) FAX 0776-20-0640 kodomo@pref.fukui.lg.jp |
| 19 | 山梨県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 055-223-1360(専用) FAX 055-223-1475 kosodate@pref.yamanashi.lg.jp |
| 20 | 長野県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 026-235-7143(専用) FAX 026-235-7170 boshi-shika@pref.nagano.lg.jp |
| 21 | 岐阜県 | 旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口 | 電話 058-272-0877(専用) FAX 058-278-3518 yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp |
| 22 | 静岡県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 054-221-3157(専用) FAX 054-221-3521 kokatei@pref.shizuoka.lg.jp |
| 23 | 愛知県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 052-954-6009(専用) FAX 052-954-6920 kokoro@pref.aichi.lg.jp |
| 24 | 三重県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 059-224-2260(専用) FAX 059-224-2270 kodomok@pref.mie.lg.jp |

| No. | 都道府県 | 窓口 | 電話・FAX・メールアドレス等 |
|-----|------|---------------------------|---|
| 25 | 滋賀県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 077-528-3653 FAX 077-528-4857 eg0002@pref.shiga.lg.jp |
| 26 | 京都府 | 京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル | 電話 075-451-7100(専用) FAX 075-414-4586 kyuho-ichijikin@pref.kyoto.lg.jp |
| 27 | 大阪府 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 06-6944-8196(専用) FAX 06-6910-6610 ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp |
| 28 | 兵庫県 | 旧優生保護法専用相談窓口 | 電話 078-362-3439(専用) FAX 078-362-3913 kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp |
| 29 | 奈良県 | 奈良県旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 0742-27-8643(専用) FAX 0742-27-8643 kenkou@office.pref.nara.lg.jp |
| 30 | 和歌山県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 073-441-2642(健康推進課)のほか県保健所 FAX 073-428-2325 e0412001@pref.wakayama.lg.jp |
| 31 | 鳥取県 | 旧優生保護法下で不妊手術を受けられた方等の相談窓口 | 電話 0857-26-7158(福祉保健課)のほか県内総合事務所 FAX 0857-26-8116(福祉保健課)のほか県内総合事務所 yuuseisodan@pref.tottori.lg.jp |
| 32 | 島根県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 0120-012974(専用)、0852-22-6625(専用) FAX 0852-22-6328 yuuseisodan@pref.shimane.lg.jp |
| 33 | 岡山県 | 旧優生保護法相談窓口 | 電話 086-226-7870(専用) FAX 086-225-7283 yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp |
| 34 | 広島県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 082-227-1040(専用) FAX 082-502-3674 fukosodate@pref.hiroshima.lg.jp |
| 35 | 山口県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 083-933-2946(専用) FAX 083-933-2759 a13300@pref.yamaguchi.lg.jp |
| 36 | 徳島県 | 旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口 | 電話 088-621-2300(専用)のほか県保健所 FAX 088-621-2841 kenkoudukurika@pref.tokushima.jp |
| 37 | 香川県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 087-832-3900(専用) FAX 087-806-0207 kosodate@pref.kagawa.lg.jp |
| 38 | 愛媛県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 089-912-2405(健康推進課)のほか県保健所 FAX 089-912-2399(健康推進課)のほか県保健所 healthpro@pref.ehime.lg.jp |
| 39 | 高知県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 088-823-9727(専用) FAX 088-873-9941 yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp |
| 40 | 福岡県 | 旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口 | 電話 092-632-5175(専用) FAX 092-643-3271 kenko@pref.fukuoka.lg.jp |
| 41 | 佐賀県 | 旧優生保護法一時金請求相談窓口 | 電話 0120-525-856(専用) FAX 0952-25-7300 kodomo-katei@pref.saga.lg.jp |
| 42 | 長崎県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 095-895-2445(子ども家庭課)、095-895-2446(専用5月16日から運用開始予定) FAX 095-825-6470 s04820@pref.nagasaki.lg.jp |
| 43 | 熊本県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 096-333-2352(専用) FAX 096-383-1427 yuusei@pref.kumamoto.lg.jp |
| 44 | 大分県 | 旧優生保護法相談窓口 | 電話 097-506-2760(専用) FAX 097-506-1735 sodan12210@pref.oita.jp |
| 45 | 宮崎県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 0985-26-0210(専用) FAX 0985-26-7336 kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp |
| 46 | 鹿児島県 | 鹿児島県旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 099-286-3374(専用) FAX 099-286-5560 boshi@pref.kagoshima.lg.jp |
| 47 | 沖縄県 | 保健医療部地域保健課母子保健班 | 電話 098-866-2215 FAX 098-866-2241 aa090701@pref.okinawa.lg.jp |

※窓口に関する詳細は、厚生労働省ホームページや各都道府県のホームページなどをご確認下さい。

<厚生労働省 旧優生保護法一時金相談窓口>

電話番号 03-3595-2575 FAX 03-3595-2544 メールアドレス ichijikin@mhlw.go.jp
 受付時間 9:30~18:00 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

